

臨海斎場の火葬料改定について（予定）

1 主旨

臨海斎場の火葬料は、適正な利用者負担の観点のもと、3年ごとを目途に定期的に見直しを図ることとしている。この度、令和2年度の火葬事業にかかる経常経費をもとに火葬料を算定したので、令和5年度から料金改定を行う。

2 料金改定の概要

(1) 基本的な考え方

適正な利用者負担となるよう火葬事業に係る経常経費（火葬事業原価相当額）をもとに組織区内火葬料（港、品川、目黒、大田、世田谷区民に適用される）及び組織区外火葬料を算出する。

(2) 火葬料の算定方法

①火葬料収入で火葬事業が実施できるよう、改定率を設定する。

$$\boxed{\text{年間火葬経費（火葬事業原価相当額）} = \text{年間火葬料収入} \times \text{改定率}}$$

②改定率を、1.1倍とする。

火葬事業に係る年間火葬経費（火葬業務委託料＋火葬にかかるガス・電気代＋骨壺代＋火葬炉経常修繕費＋施設全体の管理運営経費の6割（火葬事業部分））を、年間火葬料収入（現行火葬料×火葬件数）で割り返し、算出した。

③現行の組織区内火葬料に改定率を乗じて、新しい区内火葬料を算定する。

④組織区外火葬料も同様に、改定率を乗じて算定する。（現行同様、組織区内火葬料の2倍の金額になる。）

(3) 主な改定内容

区分	現行	改定後
12歳以上	(区内) 40,000円	44,000円
	(区外) 80,000円	88,000円
12歳未満	(区内) 24,400円	26,800円
	(区外) 48,800円	53,600円

※収骨容器代金を含む

※生活保護等の減免は据え置き（16,000円等）

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年8月	臨海部広域斎場組合議会に条例改正案の提案
9月以降	組織区内区民へ周知（臨海斎場ホームページより） 事業者への周知（臨海部広域斎場組合より）
令和5年4月1日	新火葬料の適用